

○尼崎市公営企業局における受水槽以下設備に係る各戸の水道料金の徴収要綱

(目的)

第1条 この要綱は、尼崎市公営企業局における受水槽以下設備に係る各戸又は各箇所(以下「各戸」という。)の水道料金の徴収について必要な事項を定めることにより、受水槽以下設備に係る水道使用者に対する水道料金の個別徴収を実施し、水道使用者に対する徴収サービスの向上を図ることを目的とする。

(令和3年4月1日・一部改正)

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受水槽以下設備 尼崎市水道事業給水条例(昭和35年尼崎市条例第7号。以下「条例」という。)第31条第4項に規定する専用給水設備に係る受水槽及びこれに付属する給水設備をいう。
- (2) 専用給水管 受水槽以下設備により水道を使用する各戸において専用する給水管をいう。
- (3) 水道メーター 専用給水管に設置する市の計量器をいう。
- (4) 設備消火栓 受水槽以下設備に設置された消防用施設をいう。
- (5) 総代人 受水槽以下設備の所有者、所有者の代表者又は所有者の委任を受けた者をいう。
- (6) 水道使用者 受水槽以下設備により水道を使用する者をいう。
- (7) 水道料金 水道使用者が受水槽以下設備により使用した水道の料金をいう。
- (8) 各戸徴収 受水槽以下設備により水道を使用した者に対する水道料金の個別徴収をいう。

(平成13年4月1日・一部改正)

(各戸徴収を適用する受水槽以下設備の基準)

第3条 各戸徴収は、3階建以上又は6メートル以上の高さの建物に設置され、かつ、次の各号に掲げる要件に適合している受水槽以下設備に係る水道使用者に適用する。

- (1) 各戸に給水栓が設置されていること。
- (2) 専用給水管に市の水道メーターを設置できる状態にあること。
- (3) 受水槽以下設備の構造及び材質が管理者の定める基準に適合していること。
- (4) 受水槽以下設備の保守が常に適正に行われていること。
- (5) その他管理者が必要と認める要件

(各戸徴収の承認基準)

第4条 管理者は、前条の規定に適合する受水槽以下設備がある建物について各戸徴収の取扱いを承認するものとする。

(令和3年4月1日・一部改正)

(各戸徴収の申請)

第5条 各戸徴収の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類をもって管理者に申請しなければならない。

- (1) 各戸徴収申請書
- (2) 管理者が指定する受水槽以下設備の図面
- (3) 受水槽以下設備の漏水調査報告書
- (4) その他管理者が必要と認める書類

(令和5年6月1日・一部改正)

(令和8年4月1日・一部改正)

(現地調査)

第6条 管理者は、前条の規定により申請のあった受水槽以下設備について、第3条の規定に適合するか否かを審査するため、管理者の指定する職員を現地に派遣し、調査させるものとする。この場合において、申請者は、これを承諾するとともに水道使用者に承諾させなければならない。

(各戸徴収の実施時期)

第7条 各戸徴収の実施時期は、管理者が決定し、各戸徴収承認決定通知書により申請者に通知する。

(令和8年4月1日・一部改正)

(水道メーターの設置)

第8条 各戸徴収に必要な水道メーターは、原則として専用給水管と同口径のものとし、市が専用給水管に設置する。ただし、設備消火栓については、水道メーターを設置しないものとする。

2 水道メーターの位置は、管理者が定める。

(章標の掲示)

第9条 各戸徴収の適用を受けた受水槽以下設備の総代人は、受水槽以下設備の各戸ごとに管理者の交付する章標を掲示しなければならない。

2 前項の章標は、第5条第1号の各戸徴収申請書とする。

(平成13年4月1日・一部改正)

(令和8年4月1日・一部改正)

(水道使用に関する届出)

第10条 総代人は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ管理者に自ら届け出、又はその者をして届け出させなければならない。

- (1) 新たに受水槽以下設備により水道を使用しようとする者があるとき。
- (2) 水道使用者が受水槽以下設備による水道の使用をやめるとき。
- (3) 消防演習用に設備消火栓を使用するとき。
- (4) 受水槽以下設備を改造するとき。

2 総代人は、次の各号の一に該当したときは、速やかに管理者に自ら届け出、又はその者をして届け出させなければならない。

- (1) 受水槽以下設備の所有権を譲り受けたとき。
- (2) 公共の消防用として受水槽以下設備により水道を使用したとき。

3 前2項の規定による届出は、次表に定める様式によるものとする。ただし、管理者が認める場合は、これらの様式にかかわらず、口頭その他の方法によることができる。

| 届出事由 | 様式 |
|-----------|---------------|
| 第1項第1号の届出 | 水道使用申込書 |
| 第1項第2号の届出 | 水道使用中止届 |
| 第1項第3号の届出 | 私設消火せん消防演習使用届 |
| 第1項第4号の届出 | 給水装置工事申込書 |
| 前項第1号の届出 | 給水装置所有者変動届 |
| 前項第2号の届出 | 消火用水道使用届 |

(平成13年4月1日・一部改正)

(令和8年4月1日・一部改正)

第11条 正規の手続によらないで受水槽以下設備により水道を使用した者は、前の水道使用者に引き続き使用したものとみなす。この場合において、異議を申し出る者があるときは、総代人が自己の責任においてこれを処理しなければならない。

(設備消火栓の使用)

第12条 総代人は、設備消火栓を消防又は消防演習の場合のほか、使用し、又は使用させてはならない。

- 2 設備消火栓の封かんは、管理者が行う。
- 3 設備消火栓を消防演習用に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いを受けなければならない。

(総代人の管理責任)

第13条 総代人は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水が発生しないよう受水槽以下設備を管理し、異常があるときは、直ちに修繕その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 総代人は、水質の管理のため年1回以上受水槽及び高架水槽(以下「受水槽等」という。)を清掃しなければならない。
- 3 管理者は、受水槽以下設備の維持管理又は水質の管理上必要と認めるときは、総代人に対し、必要な指導を行うことがある。この場合において、総代人は、努めてこれに従わなければならない。
- 4 前3項の規定による修繕、清掃その他の措置に要する費用は、総代人の負担とする。

(漏水による損害賠償責任)

第14条 管理者は、受水槽以下設備に漏水が発生した場合は、管理者が算定した額を総代人から徴収することができる。

(水道メーターの管理責任)

第15条 水道使用者は、善良な管理者の注意をもって水道メーターを管理しその水道メーターをき損し、又は亡失したときは、自己の負担において市にその損害を賠償しなければならない。

(受水槽等の清掃に係る水量の認定)

第16条 第13条第2項に規定する受水槽等の清掃に係る水量は、清掃1回につき受水槽等の有効容量に相当する水量とする。

(平成13年4月1日・全部改正)

(水道料金徴収の原則)

第17条 第10条第1項第2号の届出がないときは、受水槽以下設備により水道を使用しない場合でも、水道料金を徴収する。

(水道料金の徴収方法等)

第18条 水道使用者が受水槽以下設備による水道の使用をやめた場合、設備消火栓により消防演習の用に水道を使用した場合及び受水槽等の清掃の用に水道を使用した場合の水

道料金は、その都度徴収する。

(平成13年4月1日・一部改正)

(使用水量及び水道料金)

第19条 第16条から前条までに定めるもののほか、受水槽以下設備により水道を使用する場合の使用水量の計量及び認定並びに水道料金の算定及び徴収方法については、条例及び尼崎市水道事業給水条例施行規程（昭和35年尼崎市水道事業管理規程第1号）の例による。

(平成13年4月1日・追加)

(令和8年4月1日・一部改正)

(水道使用の停止)

第20条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道使用者に対し、その理由の継続する間、受水槽以下設備による水道の使用を停止することができるものとする。この場合において、異議を申し出る者があるときは、総代人が自己の責任においてこれを処理しなければならない。

- (1) 水道使用者が水道料金を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道使用者が、受水槽以下設備による水道の使用をやめたと認められるとき。
- (3) 水道使用者が、正当な理由がなくて、使用水量の計量を拒み、又は妨げたとき。
- (4) 水道使用者が、自己の専用給水管を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、管理者が警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(平成13年4月1日・一部改正)

(各戸徴収の取消し)

第21条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、各戸徴収の適用を取り消すことができる。この場合において、総代人又は水道使用者に損害が生じることがあっても、市は、その責任を負わない。

- (1) 第4条に規定する各戸徴収の承認基準に適合しなくなったとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、総代人がこの要綱の規定に違反したとき。

(平成13年4月1日・一部改正)

(総代人の周知義務)

第22条 総代人は、水道使用者に対し、各戸徴収の実施について周知させるとともに、この要綱による水道使用者の遵守事項を遵守させ、かつ、この要綱による水道料金その他の取扱いについて承諾させなければならない。

(平成13年4月1日・一部改正)

(施行の細目)

第23条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(平成13年4月1日・一部改正)

付 則

(施行期日)

この要綱は、昭和59年8月20日から施行する。

付 則 (平成12年3月30日決裁)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年3月24日決裁)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則 (令和5年6月1日決裁)

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

付 則 (令和8年3月27日決裁)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。